

令和7年(ワ)第●●●●号 所有権移転登記手続請求事件

原告 ● ● ● ●

被告 ● ● ● ●

就業場所への(再)送達上申書

令和7年5月1日

東京地方裁判所民事第●部●係 御中

原告訴訟代理人弁護士 多 湖 章

頭書事件については、被告の住所地への送達が不奏功となっていますが、被告は下記に就業していることが明らかとなっておりますので、同所へ送達されたく上申致します。

記

(就業場所) 所在地 〒●●●●-●●●● 東京都●●区●●●●
会社名 ●●●●株式会社

以 上

- * 就業場所への送達は、①住所等が知れないとき、②住所等への送達に支障があるとき、③被告(相手方)が申述したとき、のいずれかの場合に行われるものであるが(民訴法103条2項)、訴訟提起と同時に最初から就業場所への送達を上申しても、まずは住所地に送達するというのが一般的な実務上の運用である。